

(参考)

武蔵野市みんなの居場所創出事業補助金（仮称）の概要について

項目	内容
目的	市有地を活用して子ども・若者・子育て中の方、高齢者、一人暮らしの方など様々な人が集い、交わり、悩みを分かち合える様々な形の居場所を地域に創出する取組を行う法人に対して、当該取組に要する経費の全部または一部を予算の範囲内で補助することにより、誰もが求める「居場所」につながるができる社会の実現に取り組むことを目的とします。
補助対象者	補助の対象となる者は、市有地を活用して様々な人が集い、交わり、悩みを分かち合える様々な形の居場所を地域に創出する事業を実施し、分野横断的な取組や事業効果が複数分野に波及する先駆的な取組であると、市長が評価し、採択する事業（以下「補助対象事業」という。）を行う法人とします。
補助期間	補助期間は、単年度とします。 なお、継続して補助する期間は単年度を単位とし、3か年間を限度とします。
補助対象経費	補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する次の経費から、寄付金その他の収入額を控除した額とします。なお、「1 基盤の整備の実施」に掲げる基盤の整備とは、施設の新築・改修（付帯設備を含む）、施設の新築・改修に係る設計、システム・ネットワークの構築又は機器・備品の調達（借入の場合を含む。）であって、これらの実支出額の合計が10,000,000円を超えるものを指します。 1 基盤の整備の実施 消耗品費、水道光熱費、保険料、通信運搬費、業務委託費、賃借料、工事費（※1）、工事事務費（※2）、備品購入費、手数料、原材料費等 ※1：補助対象事業以外の事業を併設する施設の場合、共有部については、施設全体の面積に、補助対象事業に係る面積が全体に占める割合を乗じた面積を対象とします。 ※2：工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費等をいい、その額は工事費の2.6%に相当する額を限度とします。 2 サービスの充実 人件費（各種手当、法定福利費等含む）、旅費、消耗品費、水道光熱費、通信運搬費、業務委託費、賃借料、備品購入費、工事費、手数料、原材料費等
補助金の交付額	補助金の交付額は、各年度の補助交付上限額と、補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を限度に、予算の範囲内で市長が認める額とします。 ただし、初年度目の補助交付上限額は10,000,000円とし、補助期間3か年間合計の補助交付額は50,000,000円を上限とします。

注) 上記内容は現時点のものであり、今後補助金交付要綱の制定及び令和5年度予算の議決を経て、最終決定します。